

授業のユニバーサルデザイン

佐藤 克敏

「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念で、1980年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス博士(1941-1998)が提唱したものである。近年では、授業についてもこのユニバーサルデザインの考えが取り入れられるようになりつつある。

授業のユニバーサルデザインには、現在2つのタイプがある。一つは、ある教え方が多くの子どもたちの「わかる・できる」につながることを意味する指導を主体としたタイプであり、もう一つは、子どもたち一人ひとりのニーズに応えることを意味する学習者を主体としたタイプである。

前者の例として、筑波大学附属小学校を中心としたユニバーサルデザイン研究会の取組みがあげられる。本研究会は、授業づくりにおいて、焦点化、視覚化、共有化などをキーワードとして、授業を改善する取組みを紹介している。例えば、教材研究により授業のテーマや問いを絞り込むことを焦点化、教材を劇化したり、提示したりする視覚化、ペアや全体で意見を共有する共有化などである。

平成23年度と24年度に京都府総合教育センターでは、発達障害等のある子どもを含めて、どの子にもわかる授業づくりを検討する一つの方法として「ユニバーサルデザイン授業」の研究に取り組んだ。これは、授業づくりに特別支援教育の視点を加味し、発達障害等のある子どもが学びやすいように授業を改善することが、全ての子どもが、「わかる・できる」授業につながると仮定した取組みである。

学校の実情により、それぞれの学校において特色のある取組みとなっているが、共通する事柄として学級の児童に対して実態把握を行い、支援の必要な児童のタイプを3タイプ程度に分類すること、指導案の中に全体に対しての手立てとタイプ別の手立て、および本時において授業者が組み込んだユニバーサルデザインの視点を記述しておくことなどが取り上げられており、全体の視点と個の視点を融合するための指導案づくりの手引きを提案している(京都府総合教育センター、2013)。

加えて、授業への参加を促す手立てとして、授業の開始と終わりのルールを徹底したり、明確化したりするなどの取組みを実施すること、内容理解のために、単元や本時のねらいを絞り込み、発問や板書をわかりやすくする、もしくは子ども同士の学び合いやグループ学習などを取り入れ、理解を深める、授業を支える環境として、物理的な環境を整えたり、お互いが認め合い支え合う学級づくりを重視したりすることが重要であると指摘している。

一方、アメリカの CAST (Center for Applied Special Technology) は、学びのユニバーサルデザイン (Universal Design for Learning) を提案している。CAST は学びのユニバーサルデザインを、個人のニーズに対してカスタマイズされ、調整された柔軟なアプローチを志向するものであると述べている。学びのユニバーサルデザインのガイドラインをみると、提示に関する多様な方法の提供、行動と表出に関する多様な方法の提供、取組みに関する多様な方法の提供の3つの枠組みにそって例を紹介している。

例えば、情報の提示では、音声情報だけでなく、多様な感覚様式を用いて提供することであったり、文字の大きさやコントラストを変更可能にして提供することであったりすることが含まれる。その他には、構文の構造をわかりやすくするために、接続語や語句の関係にしるしをつけてわかりやすくする、ステップをわかりやすく示した手がかりを提示するなどが提案されている。表出に関しては、手や声、スイッチで扱うことができるようにする、言葉や文書だけでなく、絵やイラストで表現するなど多様な方法を活用することなどがあり、取組みについては、本人の困難さのレベルに応じることや目標を具体化したり、短期の目標に分割したりする、予告やスケジュールなどを事前に見せるなどが提案されている。つまり、学びのユニバーサルデザインは、学習者に応じた多様な手段を個々に提供するという視点にたった取組みであり、対象を障害のある児童生徒に限定していないものの特別支援教育に近い考えであるといえることができる。

第5学年 算数
単元名「合同な図形」

指導案の例

タイプごとの具体的な支援の手立て（一部）

学級全体	配慮を要する児童		
	タイプ A	タイプ B	タイプ C
学級全体として、授業に取り組む雰囲気を導入のプリント学習を通して作る。 視覚的な情報、具体物の提示、具体的な操作活動を多く取り入れ、経験させながら学習できるようにする。 算数科では、課題が早く終わった児童から「ミニ先生」として、友だちにやり方を教えたり採点をしたりして、児童同士の学び合いを大切にする。	集中させる必要がある児童	学習支援を手厚くする必要がある児童	発展的な学習への配慮が必要な児童
	①児童の興味を引くような導入の内容を検討する。提示方法を工夫する。 ②簡潔にわかりやすい発問を考え、児童が取り組みたいと意欲を持てる学習課題を設定する。	①授業の初めに6問チャレンジプリントを行い、計算力がついてきていることを意識させ、自信を持たせる。 ②自力解決の際、活動の初めに、全体で思考の道筋をつけてから活動に入る。	①複数の方法を考えさせる。話し合い活動で積極的に発言させる。 ②③指名して発言させる。友だちの発言を詳しく説明させる。

ユニバーサルデザインではないが、障害のある人への支援として、近年合理的配慮という視点が注目を集めている。合理的配慮は、障害のある人が障害を理由とした不利益を生じないようにするための配慮であり、持てる能力を発揮するための基盤として位置付けられている。文部科学省が示した「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、合理的配慮を「学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であること、加えて「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義づけた。

障害があるということを前提として、環境内にある障壁を取り除くことによって、障害を理由とした不利益が生じないようにするための配慮という点で、ユニバーサルデザインと同義ではないが、指摘される内容は、ユニバーサルデザインと同様のものも多く含まれる。先に示した報告書において例示された合理的配慮の例をみると、「学習内容の変更・調整」（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること。学習内容を分割して適切な量にする。習熟のための時間を別に設定するなど）もあれば、「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」（視覚を活用した情報を提供する（写真や図画、模型、実物等の活用）。扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝えるなど）などが示されている。

以上の教育に関するユニバーサルデザインの例から考えると、指導する教員を主体として考えるのか、学習者である児童生徒を主体として考えるのかによって、ユニバーサルデザインが示す意味もしくは方法が異なっていることがわかる。教育におけるユニバーサルデザインは、現状ではある特定の授業方法として共通理解が得られているわけではないが、合理的配慮の例で示されている内容を含めて考えれば、特別支援教育に連なる多様な取組みの一つとなると考えられる。

参考文献

- (1) CAST (2014) <http://www.udlcenter.org/aboutudl/udlguidelines>
- (2) 京都府総合教育センター (2013) ユニバーサルデザイン授業～発達障害等のある子どもを含めて、どの子にもわかりやすい授業～。平成 23・24 年度特別支援教育部研究プロジェクト「通常の学級におけるユニバーサルデザイン授業の研究」
- (3) 文部科学省 (2012) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

（京都教育大学 教授）